

Business Partner office NEWS

2017年
12月



法律相談Q&A

— 世帯合算で高額療養費の対象に —

Q: 病院を退院する際に会計窓口で健康保険の限度額適用認定証を提示したところ、「期間が月をまたいでいて各月単位では自己負担限度額内だったので、今回は対象外です」と言われました。どうということでしょうか？

A: 高額療養費の**限度額適用認定**は、事前に医療費（自己負担額）が高額になることがわかっている場合、あらかじめ協会けんぽ等から認定証を受け窓口で提示することで**窓口負担を自己負担限度額までにすることができます**。高額療養費の**自己負担限度額は1ヶ月（1日～月末）ごとの額で判断**するため、期間が二月以上にわたると1ヶ月ごとの額が自己負担限度額以下になり**自己負担額があまり軽減されないことがあります**。

例) 10日間入院で自己負担額 100,000円・自己負担限度額 57,600円の場合

- ①9/1～9/10入院（9月分 100,000円）
→支払額は 57,600円【自己負担限度額】
- ②8/28～9/6入院（8月分 40,000円・9月分 60,000円）
→支払額は 97,600円（8月分・40,000円【対象外】+9月分・57,600円【自己負担限度額】）

②のように自己負担限度額に達しなかったときでも、同一世帯（被保険者とその被扶養者）で同一月に **21,000円以上の自己負担額が複数**あれば、**それらの合算額が自己負担限度額を超えた分について申請により高額療養費として払い戻されます（世帯合算）**。②では8月分・9月分とも②以外に21,000円以上の自己負担額があれば、世帯合算で医療費の払い戻しを受けられます。

法改正ニュース

— 職業安定法の改正 — （平成30年1月1日～）

- **虚偽**の求人申込み→**罰則**の対象
勧告（従わない場合は公表）など指導監督の規定を強化
- 募集情報等提供事業（求人情報サイト、求人情報誌等）→募集情報の適正化等のために講ずべき措置を指針（大臣告示）で定め、指導監督の規定を整備
- 求人者・募集者について、**採用時の条件があらかじめ示した条件と異なる場合等に、その内容を求職者に明示することを義務付ける**

※平成29年4月1日より、ハローワークや職業紹介事業者等の全ての求人を対象に、**一定の労働関係法令違反を繰り返す求人者等の求人を受理しない**ことができるようになっています。

最近のニュースから

8カ月ぶりに実質賃金が増加

厚生労働省が8月の「毎月勤労統計調査（速報値）」の結果を発表し、実質賃金が前年同月比で0.1%増加し、8カ月ぶりにプラスに転じたことがわかった。名目賃金にあたる現金給与総額は27万4,490円（同0.9%増）で2カ月ぶりのプラスになった。

遺族年金 受給資格喪失者

1,000人に18億円過払い

会計検査院は、日本年金機構が、遺族年金の受給資格を失った1,000人に対し総額約18億円を支払っていたとする調査結果を発表した。うち約8億円は5年の消滅時効が成立し、返還を請求できる期限が過ぎていた。検査院は、時効が成立していない分の返還手続を取らせ、受給資格の確認を徹底するよう厚生労働省に求める方針。